

野生生物小委員会の設置について (案)

平成 25 年 3 月 26 日

令和 6-3 年 2-8 月 2227 日一部改正

自然環境部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 自然環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、野生生物小委員会を置く。
2. 野生生物小委員会は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存につき講ずべき措置についての検討を行う。
3. 野生生物小委員会は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）の規定により中央環境審議会の権限に属せられた事項を調査審議する。
4. 野生生物小委員会は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）の規定により中央環境審議会の権限に属せられた事項のうち、鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針に関することを除く事項を調査審議する。
5. 野生生物小委員会は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）の施行状況等を踏まえた必要な措置についての調査審議を行う。
6. 野生生物小委員会は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の規定により中央環境審議会の権限に属せられた事項を調査審議する。

7. 野生生物小委員会は、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）の施行状況等を踏まえた必要な措置についての調査審議を行う。

8-7. 野生生物小委員会の決議は、部会長の同意を得て、自然環境部会の決議とすることができる。